

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

2025 年 1 月 9 日

中国国家知識産権局は、2024 年 12 月 31 日に『人工知能関連の発明特許出願ガイドライン（試行）』を発表しました。このガイドラインは、現行の特許審査政策をさらに明確化・具体化し、イノベーション主体が広く関心を持つ核心的な問題、例えば、特許出願の種類、発明者の身分、客体の判断基準、十分な公開、進歩性の判断、及び人工知能に起因する倫理問題などに迅速に対応することを目的としています。

このガイドラインの制定により、関係者は現行の特許審査政策をより良く理解し、特許の品質向上に寄与します。

中科專利商標代理有限責任公司

日本事務所

大阪 TEL:06-6881-5550 FAX:06-6881-5510

東京 TEL:03-3405-8001 FAX:03-6804-5630

e-mail: zhang@csptjp.com

『人工知能関連の発明特許出願ガイドライン（試行）』

ガイドラインの主要項目の要点は下表に示す通りです。

主要項目	要点	ガイドライン規定
1) 特許出願の種類（分類化）	◇人工知能関連特許出願を具体的なタイプに分類し、分類に応じて、明細書の作成や審査意見への応答などを行うことに寄与します。	第一章 1
2) 発明者	◇人工知能は発明者として認められないことを明確にしています。	第一章 2 第二章
3) 請求項の適格性	◇請求項が抽象的な数学的アルゴリズムと人工知能技術特徴を同時に含む場合について規定しています。	第三章
4) 明細書の十分な開示	◇人工知能の「ブラックボックス」問題に対応するため、発明の貢献の種類に基づき、明細書に記載すべき内容を特定し、従来技術に対して貢献する部分を十分に説明します。	第四章
5) 進歩性の考量	◇特定の技術課題を解決し、対応する有益の技術効果を得、技術方案全体が従来技術に対して非自明であるのであれば、技術案は進歩性を具備しています。	第五章

ガイドラインの概要は次ページに記載します。ガイドラインの規定は添付資料 1 をご参照ください。

『人工知能関連の発明特許出願ガイドライン（試行）』 に係るホットスポット

一、ガイドラインの制定背景

◇人工知能技術の革新は、新たな科学技術革命と産業変革の重要な推進力となっています。世界の主要国はすべて、人工知能の発展を国家戦略の一環として位置付けています。中国国家知識産権局が本ガイドラインを制定する目的は、現行の特許審査政策をさらに明確化・具体化し、イノベーション主体が広く関心を持つ核心的な問題を迅速に解決することです。本ガイドラインは、現行の特許法の枠組みに基づいた政策解釈文書であり、出願人が現行の特許審査政策をより良く理解し、特許出願の品質向上に寄与します。

二、特許出願の分類化

◇ガイドラインでは、下表に示すとおり、人工知能関連の特許出願を主に4つの種類（A-1,A-2,B-1,B-2）に分類します。

◇人工知能が発明創造において果たす「役割」の違いに基づき、ガイドラインは関連する特許出願を2種類に分類しています。第1種類は、発明創造の構成要素に関し、第2種類は、発明創造の主体に関し、それぞれ二つのタイプに細分化されます。

◇人工知能関連の特許出願を具体的なタイプに分類し、異なるタイプに対して規定を設けることで、関係者が異なるタイプに対して明細書の作成や審査意見への応答などを行うことに寄与します。

分類		
第1種類	人工知能自体が発明創造の構成要素であり、方案の保護対象の違いにより、下記の2つのタイプに細分化します。	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> A-1タイプ 「人工知能アルゴリズムやモデル そのものに関する特許出願」 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> A-2タイプ 「人工知能アルゴリズムやモデルに基づく機能や分野応用に関連する特許出願」 </td> </tr> </table>	A-1タイプ 「人工知能アルゴリズムやモデル そのものに関する特許出願」
A-1タイプ 「人工知能アルゴリズムやモデル そのものに関する特許出願」	A-2タイプ 「人工知能アルゴリズムやモデルに基づく機能や分野応用に関連する特許出願」	
第2種類	人工知能が関与するか自らで生み出した発明創造であり、実質的な貢献をした自然人がいるか否かにより、下記の2つのタイプに細分化します。	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> B-1タイプ 「人工知能支援発明関連の特許出願」 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> B-2タイプ 「人工知能によって生み出された発明関連の特許出願」 </td> </tr> </table>	B-1タイプ 「人工知能支援発明関連の特許出願」
B-1タイプ 「人工知能支援発明関連の特許出願」	B-2タイプ 「人工知能によって生み出された発明関連の特許出願」	

三、人工知能関連特許出願の発明者

◇人工知能は発明者として認められないことが明確する

◇『民法典』は、「民事主体は自然人、法人、および非法人組織を含む」と規定しており、人工知能は民法典に規定された民事主体ではないため、法に基づいて知的財産権を享受することができず、発明者として認められません。

四、請求項の適格性

◇抽象的な数学的アルゴリズムと人工知能に関連する技術特徴を同時に含む請求項の適格性に関して、ガイドラインは、請求項が抽象的な数学的アルゴリズムと人工知能技術特徴を同時に含む場合について規定しています。

◇請求項がその主題名称を除いて、限定された内容のすべてが抽象的な数学的アルゴリズムのみに関わる場合、その請求項は実質的に抽象的な数学的アルゴリズムを保護しようとするものであり、『特許法』第25条に規定された知的活動の規則と方法の範囲に属し、特許保護の客体に属しません。

◇関連する内容が請求項の主題名称を除く限定内容に含まれる場合、その請求項の方案は全体として知的活動の規則と方法ではなく、排除される主題には該当しません。この際、方案が『特許法』第2条第2項に規定された技術案を構成するか否かをさらに判断する必要があり、つまり、方案が自然法則に従った技術手段を採用し、解決しようとする技術課題を解決し、技術効果を得るか否かを判断する必要があります。

五、コンピュータシステムのハードウェアの改良

◇適格性を判断する際、人工知能アルゴリズムやモデルとコンピュータシステムの内部構造との間に特定の技術的関連があることは、必ずしもコンピュータシステムのハードウェアに改良をするわけではない

◇ガイドラインは、人工知能アルゴリズムやモデルとコンピュータシステムの内部構造との間に関連がある場合について規定しています。具体的には、特定の技術的関連が存在することは、必ずしもコンピュータシステムのハードウェアに構造的な変更をするわけではありません。

◇人工知能アルゴリズムの改良を含む解決案では、コンピュータシステムのハードウェア構造自体が変更されていなくても、この解決案はシステムリソースの配置を最適化することによって、全体としてコンピュータシステム内部の性能改善という技術効果を得ることができる場合、人工知能アルゴリズム特徴とコンピュータシステムの内部構造との間に特定の技術的関連が存在し、ハードウェアの実行効果を向上させることができると考えることができます。

六、人工知能関連の特許出願の十分な開示

◇ガイドラインは、『特許審査ガイドライン』第二部第二章の『特許法』第26条第3項における十分な開示に関する審査基準の下で、人工知能分野関連の特許出願が十分な開示要件を満たすべき更なる説明を行っています。人工知能の「ブラックボックス」問題に対応するため、発明の貢献の種類に基づき、明細書に記載すべき内容を特定し、従来技術に対して貢献する部分を十分に説明します。

七、進歩性の判断に際して、適用シーンの変化に対応するために行われたアルゴリズムやモデルの変更についての考量

◇多数の人工知能関連の特許出願は、汎用的な人工知能アルゴリズムやモデルが特定の応用シーンで使用されるものです。

◇このような出願において、人工知能アルゴリズムやモデルが特定の応用シーンに適用される際には、通常、アルゴリズムやモデルに適応的な調整や変更が必要であるため、技術特徴と機能的に相互に支援し、相互作用関係が存在するアルゴリズムやモデルの特徴を技術特徴と一つの全体として考慮すべきです。「機能的に相互に支援し、相互作用関係が存在する」とは、アルゴリズム特徴と技術特徴が密接に結びつき、共にある技術課題を解決する技術手段を構成し、対応する技術効果を得ることができることを指します。

◇もしその調整または変更がその応用シーンにおける特定の技術課題を解決し、対応する有益の技術効果を得、技術方案全体が従来技術に対して非自明であるのであれば、技術案は進歩性を具備しています。

八、人工知能の論理的問題

◇人間中心のアプローチと善を目指す方針を推進し、人工知能関連の特許出願においては、関連する法律の要求に従い、社会公德に反したり公共の利益を害したりしてはならないよう出願人を導きます。

前記ホットスポットの詳細については、ガイドライン（添付資料1）の該当規定の全文をご参照ください。

以上